

平成26年1月

関係各位

日本関税協会横浜支部

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

横浜税関業務部から、以下の周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

1. 周知内容

- 関税率表解説（平成23年11月18日財関第1318号）の一部改正（別紙1）
- 分類例規第1部〔国際分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙2）
- 分類例規第2部〔国内分類例規〕（昭和62年12月23日蔵関第1299号）の一部改正（別紙3）

2. 適用

平成26年3月1日以降 申告される貨物

3. 本件に関する問い合わせ先

横浜税関業務部 首席関税鑑査官 045-212-6156、6157

## 主な改正の概要（平成 26 年 3 月 1 日適用）

## 関税率表解説

HS 番号等	品 目	概 要
通則 3(b)	コーヒー、カップ及び受皿をともに包装し小売用にしたもの	瓶詰の可溶性コーヒー、陶磁製のカップ及び受皿をともに包装して小売用にしたものについて、各々の物品が属する項に別々に分類される旨を明確化。
第 39.09 項	ポリメリックMDI	ポリメリックMDI(ポリ(メチレンフェニルイソシアナート))に関する物質の化学名及び化学構造式を明確化。
第 69.07 項	テラコッタ製のクラッキング部材	第 69.07 項には、テラコッタ製のクラッキング部材が含まれる旨を明確化。
第 85.41 項	Packaged IGBT device	第 85.41 項には、モジュール化されたトランジスタ(Packaged IGBT device)が含まれる旨を明確化。
第 94.03 項	足載せ台	第 94.03 項に分類される、足を載せるように設計したスツール及び足載せ台について、第 94.01 項の除外規定(f)と表現を合わせる改正。

## 分類例規第一部(国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 1901.90 号	チーズ代用物	脱脂乳、植物油等から成るチーズ代用物につき、第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品として第 1901.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 2101.11 号	可溶性コーヒー (インスタントコーヒー)	瓶詰の可溶性コーヒーで、陶磁製のカップ及び受皿とともに包装して小売用にしたものにつき、カップ及び受皿とは分離して第 2101.11 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 3004.90 号	肥満症治療用の医薬品	オルリスタット等を含有する肥満症治療用の医薬品で、カプセル剤にしたものにつき、投与量にした医薬品として第 3004.90 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 6912.00 号	陶磁製のカップ及び受皿	陶磁製のカップ及び受皿で、瓶詰の可溶性コーヒーとともに包装して小売用にしたものにつき、可溶性コーヒーとは分離して第 6912.00 号に分類(通則 1)。
第 8415.82 号	床置型スプリットシステムのエアコンディショナー	床置型スプリットシステムのエアコンディショナーにつき、壁に取り付けるものではなく、その他のエアコンディショナーとして第 8415.82 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8415.82 号	一体構造型ポータブルエアコンディショナー	一体構造型ポータブルエアコンディショナーにつき、壁に取り付けるものではなく、その他のエアコンディショナーとして第 8415.82 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8502.39 号	蒸気タービンとセットにした発電機	連係して作動する蒸気タービン及び交流発電機で、共に提示されるが、別々に梱包されているものにつき、原動機とセットにした発電機として第 8502.39 号に分類(通則 1 及び 6)。
第 8518.22 号	楽器用の機器	拡声器と組み合わせた増幅器につき、複数型拡声器(同一のエンクロージャーに取り付けたもの)として第 8518.22 号に分類(通則 1 及び 6(第 16 部注 3))。

(別紙)

主な改正の概要（平成 26 年 3 月 1 日適用）

分類例規第二部(国内分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 4203.21 号	バッティンググローブ	輸入統計品目表の規定に則したバッティンググローブの分類に係る記載の改正。
第 44.18 項	構造用の単板積層材	単板積層材の日本農林規格の改正に伴う改正。